

事 務 連 絡
平成24年2月24日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の
免除措置に対する財政支援の延長について

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）により、免除措置に対する財政支援の期間は、平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日とされていたところですが、本日、関係告示が公布され、厚生労働大臣が定める日は、平成24年2月29日とされました。（別添1参照）

この免除措置に対する財政支援の延長については、すでに、障害保健福祉関係主管課長会議（平成24年2月20日開催）においてお示ししているところですが、今般、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしましたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願いします。

記

1. 利用者負担の免除措置に対する財政支援の延長期間について
 - （1）東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等（※1）の全ての住民（※2）が利用する障害福祉サービス等（※3）
 - ・ 平成25年2月28日（サービス提供分）まで延長すること。
 - ・ 平成24年度予算案 復興事業特別会計（目）障害者等災害臨時特例補助金
 - （2）東日本大震災による被災区域（警戒区域等以外）の住民（※2）が利用する障害福祉サービス等（※3）
 - ・ 平成24年9月30日（サービス提供分）まで延長すること。
 - ・ 実施は、障害者自立支援対策臨対策特例交付金による基金事業により対応が可能となるよう、メニュー事業として追加する予定であること。

(※1) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

(※2) 震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。

(※3) 介護給付費・訓練等給付費（やむを得ない事由による措置を含む。）、補装具費及び障害児施設給付費（障害児施設措置費（児童福祉法第21条の6の措置、同法第27条第1項第3号の措置又は同条第2項の委託措置に要する費用をいう。）

2. 指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び居住費の免除措置について

- ・ 指定知的障害児施設・障害者支援施設等における食費及び居住費の免除措置については、平成24年2月29日（サービス提供分）までとすること。（別添2参照）